

第17号議案

尾張旭市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

尾張旭市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月27日提出

尾張旭市長 柴田 浩

提案理由

この案を提出するのは、総合体育館の設備の拡充に伴い、使用料を変更するため必要があるからである。

尾張旭市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尾張旭市体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表第2（第11条関係） （1） 尾張旭市総合体育館使用料 （単位 円）							別表第2（第11条関係） （1） 尾張旭市総合体育館使用料 （単位 円）						
区分	午前9時 から 午前11時 まで	午前1時 から 午後1時 まで	午後1時 から 午後3時 まで	午後3時 から 午後5時 まで	午後5時 から 午後7時 まで	午後7時 から 午後9時 まで	区分	午前9時 から 午前11時 まで	午前1時 から 午後1時 まで	午後1時 から 午後3時 まで	午後3時 から 午後5時 まで	午後5時 から 午後7時 まで	午後7時 から 午後9時 まで
アリーナ（競技場）	全面	全面	全面	全面	全面	全面	アリーナ（競技場）	全面	全面	全面	全面	全面	全面
	3,720	3,720	3,720	3,720	4,980	4,980		4,020	4,020	4,020	4,020	5,340	5,340
	半面	半面	半面	半面	半面	半面		半面	半面	半面	半面	半面	半面
	1,860	1,860	1,860	1,860	2,490	2,490		2,010	2,010	2,010	2,010	2,670	2,670
	6分の1面	6分の1面	6分の1面	6分の1面	6分の1面	6分の1面		6分の1面	6分の1面	6分の1面	6分の1面	6分の1面	6分の1面
	620	620	620	620	830	830		670	670	670	670	890	890

	つき								つき							
武道場	剣道場 1 面につき	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040		剣道場 1 面につき	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
	柔道場 1 面につき	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040		柔道場 1 面につき	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
卓球室	卓球 1 台につき	200	200	200	200	200	200		卓球 1 台につき	210	210	210	210	210	210	210
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2)～(9) (略)								(2)～(9) (略)								

附 則

- この条例は、令和6年7月1日から施行する。
- 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に使用許可するものから適用し、同日前に使用許可のあったものについては、なお従前の例による。